

平成 24 年 10 月 4 日

企業結合（ステップ 2） 支配の喪失の検討

1. これまでの検討経緯

- 企業結合（ステップ 2）プロジェクトでは、平成 21 年 7 月に公表した論点整理に対するコメントを踏まえ、検討を行っている。
- 第 235 回委員会（平成 24 年 1 月 10 日）では、のれんの非償却について、当面、現行の償却処理を維持することとしてはどうか、と提案している。
- のれん以外の論点については、第 240 回委員会（平成 24 年 3 月 15 日）及び第 81 回専門委員会（平成 24 年 4 月 12 日）から審議してきている（支配の喪失に関しては、第 243 回及び第 244 回委員会において審議している。）が、現状では様々な意見が聞かれ、一定の方向性に意見が集約しつつある論点と、意見が分かれている論点があるため、第 247 回委員会では、企業結合（ステップ 2）の今後の進め方として、「A. 公開草案の公表に向けて詳細な検討を行っていくもの」と、「B. 継続検討課題とするもの（ステップ 2 の公開草案の対象としない。）」に切り分けるという方向とすることについて事務局より提案が行われ、特に異論は聞かれなかった。
- 第 248 回委員会では、詳細な検討を行っていく論点と継続検討課題として議論する論点の切り分け案について事務局より提案が行われた。支配の喪失については、継続検討課題として議論する論点に含めることとすることが事務局より提案されたが、委員等からは詳細な検討を行っていく論点に含めるべきではないかとの意見が聞かれた。
- 第 250 回委員会では、第 248 回委員会で聞かれた意見を踏まえて、仮に、支配の喪失に関して、公開草案の公表に向けてさらに検討を行っていく場合、現状で聞かれる意見を踏まえると、下記のような方向で検討していくことが考えられるとして、支配の喪失に関する検討の方向性について、以下の案が事務局より提案された。
 - （案 1）連結財務諸表上、残存する当該被投資会社に対する投資（以下「残存投資」）は支配喪失時の時価で評価し、連結財務諸表上の帳簿価額との差額を損益として認識する。
 - （案 2）連結財務諸表上、残存投資は支配喪失時の時価で評価するが、帳簿価額との差額は、支配喪失時においてはその他の包括利益に計上する。これに対して、特に（案 2）について、連結貸借対照表を合わせるということ以外の理論的な背景の説明が必要との意見が聞かれる一方で、（案 2）が適切でないから（案 1）が適切であると判断できるものでもなく、段階取得の処理に違和感があるとする意見も踏まえてもう少し検討が必要との意見も聞かれた。

２．支配の喪失の検討において考慮が必要な事項

- 支配の喪失に関するこれまでの検討の過程では、主に以下の観点から、現行の取扱いを改正する方向性を支持する意見が聞かれている。
 - 支配の喪失という事象によって投資の性質が変わるとする観点。
 - 企業結合（ステップ１）における段階取得の処理との整合性の観点。
- これまでの検討経緯も踏まえ、仮に支配の喪失に関して、さらに検討を行っていく場合、次の事項を十分考慮の上で検討を進める必要があると考えられる。

(1)投資の性質に関連した他の会計基準等を含む体系への影響（参考資料１）

- ✓ 事業分離等会計基準
 - ◇ 事業を分離するときに分離先企業が関連会社となる場合、投資の継続に該当すると見ている。
 - ◇ 仮に、支配の喪失を投資の清算とみるのであれば、その考え方を通じ、連結と持分法の位置付けや関連会社株式の貸借対照表価額等、他の会計処理を今後、これと整合的になるよう改廃していくことが考えられるとされている。
- ✓ 金融商品会計基準
 - ◇ 子会社株式は事業投資と同じく時価の変動を財務活動の成果とは捉えないこと、関連会社株式は子会社株式と同様に事実上の事業投資と同様の会計処理を行うことから、取得原価をもって貸借対照表価額とすることとされている。
- ✓ 上記のように本論点は事業分離等会計基準や金融商品会計基準等の他の会計基準を含む体系にも影響する横断的な論点であり、検討には相当の時間を要するものとも考えられる。

(2)企業結合（ステップ１）における段階取得の検討経緯を踏まえた検討

- ✓ 支配の獲得によって過去に所有していた投資の実態又は本質が変わったとの認識には必ずしも至っていないことから個別財務諸表上の取扱いは変更しないものの、連結財務諸表においては、もっぱら東京合意に基づく短期コンバージェンス・プロジェクトを完了させることを重視したとされている（参考資料２）。
- ✓ 段階取得の検討経緯を踏まえると、仮に支配の喪失の会計処理に関する見直しを検討するのであれば、実務における段階取得の適用状況をまず検証すべきであるとする意見が企業結合専門委員会において聞かれている。

企業結合に係る実態調査

(1)及び(2)を踏まえると、支配の喪失の検討に当たっては、段階取得の実務における適用状況のレビュー¹を行うことも含め、企業結合に係る広範な実態調査²を行うこ

¹ 適用状況のレビューについては、例えば、支配を獲得したことにより過去に所有していた投資の実態又は本質が変わったものとみなすことが、段階取得の経済的実態を正しく認識することになっているかどうかについて、財務諸表作成者、利用者にヒアリングを行うこと等が考えられる。

² 例えば、M&Aによる、子会社/関連会社/その他の会社の間の異動状況の調査や、支配の喪失とM&Aの

審議事項（１）

とが必要と考えられる。そのためには相当の時間を要するものと考えられる。

(3) IFRS 第 3 号及び SFAS 第 141 号の適用後レビューの状況等を踏まえた検討

- ✓ IASB 及び FAF による IFRS 第 3 号及び SFAS 第 141 号の適用後レビューの実施が予定されている³。
- ✓ 支配の喪失に関しても当該適用後レビューにおける検討対象となる可能性があり、その動向も踏まえた検討が必要と考えられる。

3. 今後の進め方（案）

- これまでの検討経緯や、上記 2. も踏まえると、企業結合（ステップ 2）の今後の進め方として、以下のような方向性が考えられるかどうか。
 - (1) 少数株主持分の取扱い、取得関連費、暫定的な会計処理については、検討が進んでおり、財務報告の改善の観点から引き続き公開草案に向けての検討を進める。
 - (2) 支配の喪失については、前記の企業結合に係る実態調査を上記(1)の進捗を踏まえて今後適切なタイミングで始めることとするが、実行には相当の時間を要するものと考えられることから、上記 3. (1)の論点に係る一連の作業が完了した後、我が国会計基準を取り巻く状況も踏まえて、会計処理の検討に着手する時期を判断する。

ディスカッション・ポイント

- ✓ 支配の喪失の検討に係る、企業結合（ステップ 2）の今後の進め方（案）の方向性についてどう考えるか。

以 上

目的・理由との関連等について広範に調査することが考えられる。

³ IASB のホームページに掲載されているワークプランによると、2013 年第 1 四半期に IFRS 第 3 号（企業結合）の適用後レビュー着手が予定されている。

（参考資料１）事業分離等会計基準における投資の継続・清算の考え方

- 一般に事業の成果をとらえる際の投資の継続・清算という概念に基づいて、事業分離の会計処理を考える（第 75 項）。
- 具体的要件については、他の会計基準の考え方との整合性を踏まえると、対価が移転した事業と異なるかどうかという「対価の種類」は該当するが、「支配」については必ずしも該当しないものと考えている（第 75 項）。
- 分離先企業が関連会社となる場合、以下の理由により投資の継続に該当するという見方によっている（第 98 項及び第 99 項）。
 - ✓ 金融商品会計基準において、関連会社株式は、子会社株式の場合と同じく事実上の事業投資と同様の会計処理を行うことが適当であるため、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

（金融商品会計基準における子会社株式及び関連会社株式の取扱い）

 - ・ 子会社株式及び関連会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とする（第 17 項）。
 - ・ 子会社株式：事業投資と同じく時価の変動を財務活動の成果とは捉えない（第 73 項）。
 - ・ 関連会社株式：他企業への影響力の行使を目的として保有 子会社株式と同様に事実上の事業投資と同様の会計処理を行う（第 74 項）。
 - ✓ 持分法は、一行連結といわれるように、その当期純利益及び純資産に与える影響は同一であり、連結（完全連結）のいわば簡便的な会計処理であるととらえられている。
- もし、支配の喪失を投資の清算とみるのであれば、その考え方を通じ、前述したような持分法の位置付けや関連会社株式の貸借対照表価額等、他の会計処理を今後、これと整合的になるよう改廃していくことが考えられる（第 100 項）。
- しかし、投資の継続・清算を考えるに当たって、支配が継続しているか失われたかが最も重要であるという立場をとってまで、他の会計基準等を含む体系に影響を与える意義は薄いと考えている（第 100 項）。

（参考資料２）平成 20 年会計基準における段階取得の処理について

- 段階取得における被取得企業の取得原価の算定は、連結財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって、被取得企業の取得原価を算定する。なお、当該被取得企業の取得原価と、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額（持分法適用関連会社と企業結合した場合には、持分法による評価額）との差額は、当期の段階取得に係る損益として処理することとされている（企業結合会計基準第 25(2)項）。
- 上記取扱いは、企業結合（ステップ 1）の検討において、以下の考え方を採っている国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から採用された取扱いである（企業結合会計基準第 90 項）。
 - 企業が他の企業を支配することとなるという事実は、当該企業の株式を単に追加取得することとは大きく異なるものであるため、被取得企業の取得原価は、過去から所有している株式の原価の合計額ではなく、当該企業を取得するために必要な額とすべきであるという見方がある。すなわち、取得に相当する企業結合が行われた場合には、支配を獲得したことにより、過去に所有していた投資の実態又は本質が変わったものとみなし、その時点でいったん投資が清算され、改めて投資を行ったと考えられるため、企業結合時点での時価を新たな投資原価とすべきとするものである（企業結合会計基準第 89 項）。
- 平成 20 年会計基準の公開草案に対するコメントとして、上述の被取得企業の取得原価と、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額（持分法適用関連会社と企業結合した場合には、持分法による評価額）との差額を、当期の段階取得に係る損益として処理する公開草案の提案に懸念を示す意見が寄せられた（参考資料 3）。
- 上記のようなコメントを踏まえたその後の審議においては、支配の獲得によって過去に所有していた投資の実態又は本質が変わったとの認識には必ずしも至っていないことから個別財務諸表上の取扱いは変更しないものの、連結財務諸表においては、もっぱら東京合意に基づく短期コンバージェンス・プロジェクトを完了させることを重視して、連結財務諸表においては支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって算定することとしたとされている（企業結合会計基準第 90 項）。また、平成 20 年改正基準では、他の会計基準等を含む体系への影響について引き続き検討するとしている（企業結合会計基準第 93 項）。

（参考資料３）平成 20 年改正基準公開草案に寄せられたコメント（抜粋）

- 当該処理は、資産の価額は当該資産の取得原価を基礎とする取得原価主義会計のもと、従来から、原則として購買取引から損益は生じないと考えられてきた考えを大きく変えるものである。
- 収益の実現性という観点からは、例えば、「その他有価証券」の処理においては、企業の財務活動の実態を適切に財務諸表に反映させるため、時価評価が求められているものの、直ちに売買・換金を行うことには制約があるとして、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切でないとされている（金融商品に関する会計基準第 77 項）。同じような観点から、段階取得により支配獲得した時点で精算したとみなすものの、実際に精算されたわけでもなく、また、子会社株式については通常直ちに売却を予定しているものでもないため、実現可能性の低い損益を支配獲得時に損益計上することは、適切でないとも考えられる。
- 損益処理については本邦の会計慣行上、広く浸透しているとは言い難く、当該処理に係る必然性・合理性を中心に、より説明を尽くすよう配慮すべきである。
- 今回の会計処理の改正により、取得原価と取引ごとの原価の合計額を損益として計上した場合に影響を受けるのは、のれんの額である（下表参照）。このため、正ののれんが生ずる企業結合において、取得原価が取引ごとの原価の合計額を上回り利益が計上されると、当該利益の額に相当する額だけののれんの額が大きくなり、将来における償却負担を増加させることになり、このような会計処理に対しては、損益計算の観点から問題があるのではないか。

	正ののれんが生ずる場合	負ののれんが生ずる場合
取得原価 > 取引ごとの原価の合計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差額 = 利益 ・ 正ののれんの額が大きくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差額 = 利益 ・ 負ののれんの額が小さくなる
取得原価 < 取引ごとの原価の合計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差額 = 損失 ・ 正ののれんの額が小さくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差額 = 損失 ・ 負ののれんの額が大きくなる

以上